

MIRAITOやまなし将来発見バスツアー

企画運営業務

公募型プロポーザル優先交渉権者選考方法について

令和7年8月

甲 府 市

第1 優先交渉権者の選考方法及び得点配分

(1) 優先交渉権者の選考方法

- ア 提案内容及びプレゼンテーション内容から評価する技術点と提案価格から評価する価格点について、下記「表1 評価項目の配点」のとおり配点し、下記「2 採点方法について」により算出された点数の合計点が最も高い者を優先交渉権者に、2番目に高い者を次点交渉権者に決定する。
- なお、技術点及び価格点のいずれかが0点の場合、又は技術点が65点以下の場合には優先交渉権者及び次点交渉権者とししない。

「表1 評価項目の配点」

合計点 150点	技術点 140点
	価格点 10点

- イ 最高得点者が2者以上あった場合は、技術点が上位の者を優先交渉権者とする。それでも決定しない場合は、くじ引きにより優先交渉権者を決定する。

第2 採点方法について

(1) 技術点の採点方法

企画提案書及びプレゼンテーションの内容について別紙「評価基準表」に基づき評価を行う。各評価基準の採点にあたっては以下の判断基準のとおり6段階評価とし、審査委員が採点する評価点の平均点（小数点以下第1位を四捨五入）に係数を乗じて得た点数を技術点とする。

評価点	判断基準
5	特に優れている。
4	優れている。
3	平均的な内容である。
2	内容が乏しい。
1	内容が著しく乏しい。
0	指定した記述が無い、若しくは不適切。

(2) 価格点の採点方法

提案価格が提案上限額の90%以下の場合は10点、提案上限額と同額の場合及び提案上限額を超えるものは0点とし、90%を超える価格の価格点については、次の計算式にて算出する。

$$\text{価格点} = \left[1 - \frac{\text{提案価格} - \text{提案上限額の90\%}}{\text{提案上限額} - \text{提案上限額の90\%}} \times 10 \right]$$

〔小数点以下第1位を四捨五入〕

※提案価格の積算根拠及び内訳について調査を行うことがあるため本市から調査要求があった場合は対応すること。

以 上